



## 介護保険の仕組み

# 年金や給与から天引き

### 保険料の納付方法

前号では①65歳以上の人が第1号被保険者、②40歳以上65歳未満の人が第2号被保険者と決められていて、40歳以上の全員が介護保険に加入しなければならぬこと。また、保険料は、保険の運営者である市町村が提供する介護サービスの量によって決まるため、市町村によって差が出ることをお知らせしました。保険料が決まっているのに……と思うかもしれませんが、今号では、保険料の納付（支払い）方法についてお知らせします。

### ◆第1号被保険者 (65歳以上の人)

介護保険制度では、年金収入を生計の中心としているいわゆる「年金生活者」にも、毎月保険料を負担していただくことになっていきます。

これは、必要としている介護費用を若い世代だけではなく、

高齢者にも公平に負担していたらどうという介護保険法の基本的な考え方によるものです。そして、納付の方法は、次のようになります。

#### ◎特別徴収

(年金からの天引き)

65歳以上の第1号被保険者のうち、老齢退職年金を一定の額以上受給している人は、年金から自動的に天引きされることとなります。これを「特別徴収」といい、一定の額とは、おおむね3万円となる見込みです。

#### ◎普通徴収(集金)

年金の受給額が一定の額より低いときは、特別徴収ではなく、個別に集金する普通徴収によって納付していただくこととなります。なお、本人が保険料を払えないときは、世帯主や配偶者が連帯して支払う義務が生じます。

### ◆第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)

医療保険に上乗せ・給与から天引き

第2号被保険者の保険料(正確には医療保険料の上乗せ分)は、それぞれが職場で加入している医療保険の保険料に介護保険分を上乗せして、給与から天引きされる仕組みになっています。この場合、扶養されている方(たとえば妻)の保険料は、ご主人の保険料に含まれますので、妻の分として改めて徴収されることはありません。国民健康保険に加入している場合は、国税(料)に上乗せされることにより納付される仕組みになっています。次回は、保険を使って介護を受ける手続きについてお知らせします。(保健福祉課)

## 国保と交通事故

### 交通事故でケガをした場合なども 国保で治療が受けられます

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも国保で治療が受けられます。ただし、このときの医療費は原則として加害者が全額負担すべきものなので、国保が一時立てかえをし、あとで国保から加害者に請求することになります。



#### 示談は慎重に

国保への届け出前に加害者との示談が成立すると、示談の内容が優先され、国保から加害者に請求できなくなる場合があります。示談の前に必ず国保に届け出をしてください。

※ 詳しくは、住民課国保係  
(☎82-1111 内線246・247)  
へお尋ねください。

#### 必ず届け出を

国保で診療を受けるときは、必ず『第三者行為による傷病届』を住民課国保係へ提出してください。

#### 届け出に必要なもの

- ・交通事故証明書(後日でも可)
- ・保険証
- ・印かん

- ※ ただし、次の場合は国保は使えません。
- ①加害者からすでに治療費を受け取っているとき
  - ②業務上のケガのとき
  - ③酒酔い運転や無免許運転などによるケガのとき